

石川県公報

令和5年4月20日(木曜日)

号 外

(第33号)

目 次

- 人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を
改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月二十日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(三)の項中「少年自然の家」を「庶務課」に改める。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

審議監	一種
部(局)長(人事委員会が別に定める職を含む。)	
危機管理監	一種
部(局)次長(人事委員会が別に定める職を含む。)	
政策調整監	
危機管理監室次長	
新幹線・交通対策監	
少子化対策監	
出納室長	

を

部(局)長(人事委員会が別に定める職を含む。)	一種
危機管理監	
部(局)次長(人事委員会が別に定める職を含む。)	一種
知事室長	
危機管理監室次長	
新幹線・交通対策監	
少子化対策監	
産業振興戦略監	
出納室長	

に、

室 長	四種
担当課長	
所 長	
上席政策調整員	
危機管理監付課長	五種
課 参 事	
室 次 長	
分 室 長	
知事室政策調整担当課長	

を

室 長	四種
担当課長	
所 長	五種
課 参 事	
室 次 長	
分 室 長	

に改め、同部図書館の項中

副 館 長	五種
経営管理課長	

を

副 館 長	五種
経営管理課長	
経営管理課担当課長	

に改め、同部中央病院の項中

管理局次長	二種
部長(薬剤部長及び看護部長を除く。)	
センター長	

を

管理局次長	二種
部長(薬剤部長及び看護部長を除く。)	
センター長	
副センター長	

に改め、同部安原・高橋川工事事務所の項を削り、

同表教育委員会の部事務局の項中「世界遺産推進室次長」を「文化遺産活用推進室次長」に、

課 参 事	五種
福利厚生室次長	

を

課 参 事	五種
企画調整室次長	
福利厚生室次長	

に改め、同部教員総合研修センターの項中

所 長	二種
-----	----

を

所 長	二種
塾 頭	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第十の規定は、令和五年四月一日から適用する。